

川西市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴ使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴ(以下「ロゴ等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴ等)

第2条 ロゴ等の形状及び色彩は、別に定める「川西市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴ使用ガイドライン」(以下「ガイド」という。)のとおりとする。

(ロゴ等の使用)

第3条 ロゴ等は、その使用が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、使用することができるものとする。

(1) 市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合

(4) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号。以下「条例」という。)に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関与している、又は関与しているおそれがある場合

(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合

(6) ロゴ等をこの要綱及びガイドに従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

(手続を要しない使用)

第4条 ロゴ等を使用する者で、次の各号に該当する場合は、申請等を要することなく使用することができる。

(1) 個人が営利を目的としない用途に使用する場合

(2) 市が使用する場合

(3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(団体使用者の使用手続)

第5条 団体使用者(ロゴ等を使用する法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、川西市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴ使用届出書(様式第1号)に必要な書類を添えて、又は使用申請・届出フォームにより市長に事前に届け出なければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、団体使用者に対し、前項の届出の内容の確認、使用方法の調整、使用状況等の照会及び使用の停止を求めることができる。

3 団体使用者は、届出の内容に変更が生じたときは、第1項の規定の例により当該変更が生じた旨を届け出なければならない。

(営利目的の使用申請)

第6条 営利を目的としてロゴ等を使用する者(団体使用者を含む。)は川西市制70周年

記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴ使用申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、又は使用申請・届出フォームにより市長に事前に申請しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の申請の内容に変更が生じた場合について準用する。この場合において、前条第3項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
(営利目的の使用承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、営利使用承認通知書(様式第3号)又は営利使用不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。
(使用期間)

第8条 ロゴ等を使用できる期間は、令和6年12月31日までとする。ただし、第6条1項による使用の申請において、それ以前の期限を付して申請があった場合には、当該申請において付された期限まで使用できるものとする。

(使用料)

第9条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 ロゴ等を使用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴ等のデザインの改変等その同一性を害する使用をしないこと。

(2) ロゴ等のイメージを損なう使用をしないこと。

(3) ロゴ等を使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかにその提出を行うこと。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(4) ロゴ等を使用するに当たり、商標法(昭和34年法律第127号)及び意匠法(昭和34年法律第125号)の規定に基づく新たな権利の設定をしないこと。

2 第7条の承認を受けてロゴ等を使用する者(以下「被承認使用者」という。)は、前項各号の事項を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用承認による権利を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(違反者等に対する取扱い)

第11条 市長は、被使用者がこの要綱に違反したときは、ロゴ等の使用の差止めその他の必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 市長は、被承認使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該被承認使用者に川西市制70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴ営利使用承認取消通知書(様式第5号)をもって通知するものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

3 前項の規定による承認の取消しは、前項の通知があった日からその効力を生じる。ただし、前項第 2 号に該当するときは、承認の日に遡ってその効力を生じる。

4 第 2 項の規定により承認を取り消された者は、取消の効力が生じた日以後、使用物件を使用してはならない。

5 市長は、第 1 項の規定による請求等又は第 2 項の規定による承認の取消しを受けた者に対して、使用物件の回収、撤去その他必要な措置を行うよう求めるものとする。

6 市は、第 1 項の規定による請求等、第 2 項の規定による承認の取消し、前項の規定による使用物件の回収その他ロゴ等の使用に関して使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

(紛争の解決)

第 1 2 条 使用者は、ロゴ等の使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、川西市は一切の責任を負わないものとする。

(使用物件に対する責任)

第 1 3 条 使用物件の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負い、川西市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 1 4 条 使用者が、ロゴ等の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、川西市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。